

## 令和4年度 事業計画

令和3年中の県内における交通事故は、発生件数2,848件、(前年比228件減)、死者数47人(17人減)、負傷者数3,203人(344人減)でいずれも大幅な減少をみました。

特に死者数については、統計を取り始めた昭和21年から最小となり、発生件数・負傷者数は16年連続で減少しました。

高齢者の死者は28人と前年より13人減となりましたが、死者数の60%を占めている他、高齢運転者の加害事故による死者数も全死者の32%を占めており、引き続き高齢者の交通事故対策が大きな課題と言えます。

令和3年中における柏崎警察署管内の交通事故は

○発生件数	72件	(前年比	-2件)
○死者数	2人	(前年比	-3人)
○負傷者数	79人	(前年比	-1人)

と、新潟県内と同様に発生件数・死者数・負傷者数とも減少となりました。

柏崎警察署管内の事故の傾向ですが、全体的な減少が見られた中、自転車事故が多く発生し、前年より4件増加して11件の発生があった他、高齢者の自転車事故も4件発生し前年より3件の増加が見られました。

死亡事故ですが、昨年は2件発生しました。

1件は高齢者の加害者事故で、もう1件は4月に大学生が犠牲となる死亡事故でした。

死亡事故や増加した自転車事故も、例年同様に高齢者が関与するものが多く、引き続き、高齢者を中心に歩行者保護・安全運転広報啓発に力を注いでいく必要があります。

また飲酒・酒気帯び運転の検挙数が前年に比べ増加しており、運転者への啓発活動も重要と考えます。

柏崎警察署管内における交通事故発生件数については過去最少傾向にあり、交通安全啓発活動が一定の効果を発揮し、住民の安全意識は高まっているものとみられます。

コロナ渦で、令和3年度の当協会の活動は制限せざるものが多くありました。

令和4年度も社会情勢を注視しつつ、新潟県交通安全対策基本方針を基軸に、引き続き、「高齢者事故の抑止活動」「歩行者保護運転の推進」「飲酒運転の根絶」「シートベルト等の着用の徹底」の広報啓発活動を積極的に展開し、悲惨な交通事故のない、安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、下記の事業を推進します。

## 1 交通安全活動事業

地域住民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止をはかり、交通の安全と円滑化に寄与するという当協会の目的を達成するため、以下の事業を行う。

### (1) 交通安全に関する広報啓発

交通安全意識の高揚をはかり、交通事故の防止をするために、地域住民等を対象に交通安全の広報啓発活動を実施する。

推進項目	推進事項
交通安全運動の効果的推進	○春の全国交通安全運動【全国】 4月6日(水)～15日(金) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(日) ○自転車安全月間【県】 5月1日(日)～31日(火) ○夏の交通事故防止運動【県】 7月22日(金)～31日(日) ○秋の全国交通安全運動【全国】 9月21日(水)～30日(金) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(金) ○高齢者交通事故防止運動【県】 10月1日(土)～31日(月) ○冬の交通事故防止運動【県】 12月11日(日)～20日(火) ○横断歩行者を守る交通事故防止運動 3月1日(水)～10日(金)予定
高齢者に対する広報啓発	・「いきいきクラブ・チャレンジ100」の推進 ・高齢者宅訪問における広報・指導 ・高齢者交通安全啓発推進員の設置・活動推進 ・反射材及び高齢運転者マーク着用の広報 ・自転車街頭点検の実施
事業所等を通じた広報啓発	・事業所における「無事故にトライ運動」の展開 ・事業所訪問による管理の徹底の推進 ・歩行者保護運転推進活動の展開 ・地区安全運転競技大会(第8回)の開催 ・事業所での広報啓発素材(資料・DVD等)の提供

飲酒運転根絶に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所における飲酒運転根絶署名活動の推進</li> <li>・飲食店訪問等飲酒運転追放活動の推進</li> <li>・ハンドルキーパー運動の推進</li> <li>・飲酒運転追放チラシの作成配布</li> </ul>
交通安全広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「柏崎地区交通安全だより」発行（年4回、回覧）</li> <li>・「柏崎地区の交通事故」発行</li> <li>・「かしわざき交通事故マップ」発行</li> <li>・安管通信「ストップ・ザ・交通事故」発行（毎月）</li> <li>・交通死亡事故発生情報の作成配布</li> <li>・「交通安全家庭の日通信」の作成配布（隔月10日）</li> <li>・交通指導所、高齢者宅訪問時のチラシの作成配布</li> <li>・市町村広報誌等の積極的活用</li> <li>・報道機関による広報</li> <li>・FMコミュニティ放送による広報</li> <li>・広報車の計画的、かつ積極的な運用</li> </ul>
のぼり旗等の掲出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域におけるのぼり旗の掲出</li> <li>・運動期間中における各地区のぼり旗掲出</li> <li>・危険個所における看板の掲出</li> <li>・安全意識啓発横断幕の掲出</li> </ul>

## (2) 交通安全に関する教育訓練

安全運転及び安全な通行方法のために必要な知識及び技能の習得することにより、交通事故の防止を図るため、運転者及び歩行者・自転車利用者等に対し、対象に応じた交通安全教育訓練を実施する。

推進項目	推進事項
高齢者に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型高齢者交通安全教室（年2回予定）</li> <li>・出前型高齢者講習会の開催</li> <li>・「交通安全フェア」の開催</li> <li>・自転車安全教室の開催</li> <li>・「いきいきクラブ・チャレンジ100」への参加推進</li> </ul>
子供に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車交通安全教室（比角小）の開催</li> <li>・幼児交通安全教室の開催</li> <li>・新入学児童へランドセルカバーの贈呈</li> <li>・通学路における街頭指導と立哨</li> <li>・横断旗の設置</li> </ul>

運転者に対する交通安全教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合型安全運転講習会（年6回）の開催</li> <li>・地区、事業所における交通安全講習会の開催の推進</li> </ul>
---------------	---

### (3) 街頭における交通安全指導

運転者及び歩行者・自転車利用者に対し、安全な通行方法を指導するため、街頭指導を実施する。

推進項目	推進事項
交通安全運動期間中等における立哨指導	・通学路・主要交差点等において、児童生徒・園児、高齢者、自転車利用者、及び自動車運転者に対し、安全な通行方法の指導及び安全運転励行の呼びかけを行う。
街頭指導所の開設	・街頭指導所を開設し、運転者及び同乗者に対し、交通安全チラシ、交通安全グッズ等を配布しながら、交通事故防止を呼び掛ける。
スーパー等における高齢者に対する交通安全指導	・高齢者が多く利用するスーパー等において、高齢者を中心に交通安全チラシ等を配布し、交通事故防止を呼び掛ける。
交通危険箇所等の点検	・通学路、交差点、カーブミラー等の交通安全施設について、交通安全点検を実施し、交通危険箇所の改善のため行政機関等に必要な要望を行う。

### (4) 交通安全功労者、優良運転者等の顕彰

受賞者等の交通安全意欲を高めることにより交通安全活動の積極的な推進を図るため、交通安全功労者等の顕彰を効果的に実施する。

推進項目	推進事項
表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署長・協会長連名表彰 (交通安全功労者・優良運転者10年表彰)</li> </ul>
表彰候補者の上申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県警察本部長・新潟県交通安全協会長連名表彰 (交通安全功労者、優良運転者、団体、事業所、学校、交通安全協会等)</li> <li>・新潟県警察本部長・新潟県安全運転管理者協会長連名表彰/新潟県安全運転管理者協会長表彰 (優良安全運転管理事業所、優良安全運転管理者、優良運転者)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通栄誉章緑十字金章・銀章・銅章 (交通安全功労者・優良運転者)</li> <li>・全日本交通安全協会会長表彰 (団体、事業所、学校、交通安全協会、優良職員)</li> <li>・関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会会長 連名表彰 (交通安全功労者、優良職員)</li> <li>・関東連合会会長表彰 (団体、事業所、交通安全協会、優良職員)</li> </ul>
--	---

## (5) 交通安全用品等の普及啓発

交通事故被害の防止をはかるため、反射材等の交通安全用品の普及を促進する。

推進項目	推進事項
交通安全用品の配布	・街頭指導、高齢者宅訪問、高齢者講習会等の機会をとらえ、反射材等の交通安全用品を配布する。
反射材等の斡旋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全だより・チラシ等を通じた、活用効果の積極的な広報とあっせん。</li> <li>・地区の催事を通じた積極的な紹介と斡旋。</li> </ul>
チャイルドシートの貸出	・チャイルドシートの臨時的利用に対し、短期無料貸出を実施する。

## 2 交通安全に関する受託事業及び関連事業

交通の安全と円滑の確保に寄与するため、新潟県の委託による運転免許及び自動車保管場所確保に関する事業を適切に実施するとともに、これらの事業に関連して免許証更新等の利便を図るため、以下の事業を実施する。

推進項目	推進事項
運転免許事務補助事業	<p>運転免許行政の円滑な運用に寄与するとともに、免許証更新者等の円滑な申請を支援するため、次の業務を実施する。</p> <p>① 運転免許窓口業務</p> <p>免許証更新、免許証再交付及び免許証記載事項変更の申請・届出者に対する申請書類等の記載方法の指導、申請書類の審査・受理、変更事項の免許証への記載等を行う。</p>

	<p>② 運転適性検査</p> <p>自動車等の運転の適性検査として、視力及び深視力の検査を行う。</p>
更新時講習	<p>免許証更新の機会に交通安全に関する講習を実施して運転者としての資質の向上を図る目的で、優良運転者及び一般運転者の講習者に対し、視聴覚教材及び交通の教則等の教本を用いて、交通事故の現状、運転者の義務責任、危険予測等交通事故防止の知識等を内容とする講習を行う。</p>
原付講習	<p>原付の関与する交通事故の防止を図るため、原付免許取得希望者に対し、視聴覚教材及び教本等を用いて原付の安全運転に必要な知識を習得させるとともに、実車を用いて原付の操作及び安全走行に必要な技能を習得させるための講習を行う。</p>
自動車保管場所証明事務	<p>自動車の新規登録等を行う者に、登録の係る自動車の車庫を確実に確保させることにより、交通の安全と円滑の確保を図るため、自動車保管場所証明申請者に対する申請書類の記載方法等の指導、申請書類等の審査・受理、警察署備付けの保管場所管理システムへのデータ入力、自動車保管場所証明書及び保管場所標章の作成及び申請者への交付等の事務を処理する。</p>
新潟県収入証紙売りさばき事業	<p>免許証更新申請者及び自動車保管場所証明申請者の利便を図るとともに、運転免許及び自動車保管場所証明事務の円滑な運用に寄与する目的で、免許証更新申請者等に対し、新潟県収入証紙の売りさばきを行う。</p>

### 3 その他の事業

免許証更新申請者及び免許証再交付申請者の利便を図るため、運転免許証用写真の撮影を行う。駐車場の一部の賃貸事業を行う。

### 4 会議の開催

当協会の適正な運営及び効果的な交通安全活動の展開を図るための協議・検討を行うため、必要な会議を開催する。

推進項目	推進事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会（5月、3月、その他必要な都度）</li> <li>・評議員会（事業年度終了3カ月以内、その他必要な都度）</li> <li>・正副会長会議（随時）</li> <li>・部会長・地域部会会議（各運動期前、その他必要な都度）</li> <li>・各部会会議（随時）</li> </ul>